

令和7年度

一般競争入札による 水道施設貸付け応募要領

令和7年 11 月

静岡市上下水道局水道部水道施設課

TEL 054-270-9139

案内WEBページ

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s6382/s012222.html>



目 次

一般競争入札による水道施設の貸付けの流れ	1
----------------------	---

入札による水道施設貸付けの概要

物件一覧、入札参加資格者	2
申し込み方法	2
入札日時等	4
落札者との契約手続き	5
入札参加心得書	11
市有財産賃貸借契約書	17
仕様書	21
貸付平面図	25
物件調書	26

様 式

一般競争入札参加申込書	28
一般競争入札参加受付書	29
入札書（記入例）	30
入札書	32
委任状	33
暴力団排除に関する誓約書兼同意書	34
入札不調財産の貸付け	36
普通財産買受申出書（入札不調財産用）	38
応募受付・入札会場案内図	裏表紙

一般競争入札による水道施設の貸付の流れ

一般競争入札・・・市で定めた予定価格(最低貸付価格)以上で最も高い価格を提示された方を落札者として決める方法です。

申込書の提出

- ・令和 7年 12月 19日 (金)まで 必着
- ・一般競争入札参加申込書及び誓約書兼同意書に関係書類を添えて、静岡市上下水道局庁舎4階水道施設課へ直接持参又は書留郵便で期日までに提出してください



入 札

- ・入札日時 令和 8年 1月 13日 (火)
受付:午前 10時 30分～午前 11時、入札開始:午前 11時
- ・受付の際に入札保証金(P4参照)を納めてください
- ・落札者以外の方が納付した入札保証金は、入札終了後に返還します
- ・落札された方の入札保証金は、契約締結時に返還しますが、貸付料(P5参照)に充当することもできます
- ※不調物件については、入札終了翌日から先着順による貸付の受付を開始します



決定通知の送付

- ・入札終了後に決定通知書を送付します



契約の締結

- ・落札者は決定通知書を受けてから7日以内に契約を締結していただきます
- ・契約までに、市と協議し、フェンス等の施工を考慮の上、引き渡し日(貸付開始日)等を決定してください。



貸付料納付

- ・契約で定められた期日までに令和7年度貸付料を納付してください

貸付開始

- ・引き渡し日から貸付開始となります。フェンス等を施工してください。

入札による水道施設貸付けの概要

1 入札により貸付ける水道施設

入札により貸付を行う市有物件は以下のとおりです。詳細については、この応募要領の別図（P10）及び物件調書（P26～P27）をご覧ください。

入札対象物件（所在地の静岡市は記載省略）

物件 番号	種 類	所在又は 地番	施設 名称	貸付 場所	貸付 面積	予定価格 （最低貸 付価格）	合計 予定価格	入札 保証 金額
1	建 物	駿河区西中原二丁目 7番55号	維持 棟	1階	246.95 m ²	2,447,568 円	6,510,974 円	196,000 円
				2階	243.01 m ²			
	土 地	駿河区西中原二丁目 467番11の一部外3筆		別図のとおり（建物部分を除く。）	1,027.41 m ²	4,063,406 円		

（注1） 予定価格は、入札金額の目安として、市有財産の貸付基準を参考に算出したものです。

（注2） 予定価格は、1年間の貸付金額です。ただし、令和7年度分については、引渡し日（貸付開始日）から令和7年度末までの日割りの金額となります。

（注3） 貸付料は、建物貸付料に消費税相当額を加えた金額と土地貸付料の合計金額となります。

（注4） 入札保証金額は、合計予定価格（最低売却価格）の100分の3以上で千円未満を切り上げた金額です。

（注5） 物件によっては入札を中止する場合があります。

2 入札参加資格者

原則として、どなたでも参加できます。ただし、入札に参加できない場合もありますので、詳しくは、この応募要領の「入札参加心得書」第3入札参加資格（P11）をご覧ください。

3 申し込み方法

(1) 共有での借受を希望される場合

共有者の添付書類を添えて一般競争入札参加申込書を連名で提出してください。申込受付期間終了後は、単独から共有に変更することはできませんのでご注意ください。

(2) 貸付物件の現地確認

現状有姿での引渡しとなりますので現地を必ず確認し、この応募要領をよく読んでから申し込むようお願いします。

現地説明会は実施いたしません。物件の現地確認を希望される方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。なお、建物内で職員が勤務しておりますので、ご注意ください。

【問合せ先】

静岡市上下水道局水道部水道施設課

住所 〒420-0035 静岡市葵区七間町 15 番地の 1 上下水道局庁舎 4 階

電話 054-270-9139

E-mail suidoushisetsu@city.shizuoka.lg.jp

(3) 申し込みに必要な書類

一般競争入札参加申込書（P27）及び暴力団排除に関する誓約書兼同意書（P33～34）に次の書類を添えてご提出ください。提出書類の不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類はお返ししません。

【**個人（共有を含む）**が申し込む場合]

○ 住民票（**本籍**を記載したものをご用意ください。） 1 通

【**法人**が申し込む場合]

○ 登記事項証明書（法人登記簿謄本） 1 通

注）住民票・登記事項証明書は、提出日前 3 か月以内に発行されたものとします。

(4) 申込方法

提出書類を水道施設課まで持参するか書留郵便による方法に限ります。

書留郵便による提出の場合は、令和 7 年 12 月 19 日（金）午後 5 時までに到着したものを有効といたします。

また、書留郵便による申込みの場合、入札参加受付書を返送するため、返信用封筒及び書留郵便送料相当分の切手を同封してください。

(5) 申込受付期間

【受付年月日】	令和 7 年 12 月 19 日（金）まで （土曜日・日曜日・祝日を除く）
【受付時間】	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで （正午から午後 1 時を除く）

(6) 申込先

静岡市上下水道局水道部水道施設課

（静岡市上下水道局庁舎 4 階）

郵便番号 420-0035

住 所 静岡市葵区七間町 15 番地の 1

電話番号 054-270-9139

4 入札日時等

(1) 入札執行の日時及び場所

入札日時	令和8年1月13日(火)
受付	午前10時30分～午前11時
入札開始	午前11時
入札会場	静岡市上下水道局庁舎4階 41会議室

(2) 入札参加受付証の交付

一般競争入札参加申込書を提出した方に一般競争入札参加受付書(P29)を交付いたします。当日必ず持参してください。申込者の代理人が参加する場合、委任状(P33)と一緒に持参してください。

郵便書留で入札参加申込書を提出された方へは、同封された返信用封筒で一般入札参加受付書を郵送します。

(3) 入札当日に必要な持ち物

1	一般競争入札参加受付書	市が申込みを受付した確認印が押されている入札参加受付書
2	入札書及び封筒	入札書(P32)及び入札書を入れる封筒 (外から中が見えないものを使用し、入札参加者の住所・氏名を表に記載する)
3	入札保証金	現金
4	印鑑 (スタンプ印不可)	本人の場合は本人の印鑑 代理人の場合は、委任状の代理人使用印と同一の印鑑
5	委任状	法人の代表権の無い方や、個人で代理人が入札に参加される場合に必要となります。
6	筆記用具	黒のボールペン又は万年筆

(4) 入札保証金

入札日当日受付にてお支払いいただきます。

- ① 入札参加者は、1物件につき予定価格の100分の3以上(千円未満切り上げ)の入札保証金を納付してください。(P2入札対象財産を参照)
- ② 入札保証金は、現金による納付となります。入札保証金が納付されましたら領収書をお渡しします。
- ③ 落札者以外の方の納付した入札保証金は入札終了後、領収書と引き換えにお返しいたします。
- ④ 落札者の入札保証金は、契約締結時に返還いたします。貸付料に充当することもできます。

※落札者が契約を締結されない場合は、入札保証金は静岡市に帰属することとなります。

※当日、お釣りは用意いたしません。

(5) 入札

入札書は、所定の「入札書」(P32)をご使用いただきます。

入札書に必要な事項を記入、押印のうえ指定された時間に入札します。

(6) 無効となる入札

入札参加心得書第9各号(P13~14)に該当する入札は無効となりますのでご注意ください。

(7) 開札

開札は、入札参加者の面前で入札終了後直ちに行います。

(8) 落札者の決定

① 開札の結果、市が事前に定めた建物貸付料と土地貸付料の両方の予定価格(最低貸付価格)以上の入札のうち、合計金額が最も高い入札者を落札者と決定します。

② 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじを受付順により引いていただき、落札者を決定します。

※詳細については入札参加心得書第11 落札者の決定(P14)をご覧ください。

(9) 入札結果の情報公開

入札結果については、静岡市情報公開条例(平成15年4月1日静岡市条例第4号)に基づき、入札に関する情報(入札参加者及びその応札金額、並びに落札金額等に関する事項。)については開示の対象とします。

5 落札者との契約手続き

(1) 決定通知書の送付

入札終了後、落札者に決定通知書を送付します。

(2) 契約の締結

決定通知書を受けた日から7日以内に契約を締結します。(P17~P25 市有財産賃貸借契約書及び仕様書を参照)ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

落札から契約締結までに、フェンス等の施工を考慮の上、市と協議して貸付の開始日を決定します。

(3) 貸付料の支払い

① 貸付料は、建物貸付料に消費税相当額を加えた金額と土地貸付料の合計金額とします。

② 契約締結から契約書第6条第1項ただし書きに定める期日までに、令和7年度貸付料を、市が発行する納入通知書により納付していただきます。

③ 令和8年度以降の貸付料は、契約書第6条に定めるとおりです。

④ 1年分の賃借料の支払い回数については、落札後、市と協議の上で変更して契約することができます。

- ⑤ 貸付料は、3年度ごとに更新します。

※落札者が貸付料を納付しない場合は、市は契約を解除することができます。
その場合は、入札保証金は静岡市に帰属することとなります。

(4) 連帯保証人

落札者が個人の場合、連帯保証人となる方にも契約を締結していただきます。極度額は、契約時の年間貸付料の3年分となります。

- ① 連帯保証人（以下、保証人という）に必要な要件は次のとおりです。

ア 市内に引き続き1年以上住所又は事務所を有すること。

イ 引き続き1年以上市民税及び固定資産税を納付していること。

- ② 契約の締結にあたり、上記の要件を確認できる次の書類を市に提出していただきます。このことは、保証人に住所又は組織の変更が生じた場合も同様です。

ア 住民票（本籍を記載したもの、個人の場合）又は登記事項証明書（法人登記簿謄本、法人の場合） 1通

イ 市民税及び固定資産税の納税証明書 各1通

注）添付書類は、提出日前3か月以内に発行されたものとします。

- ③ 保証人が死亡したとき、又は保証人の要件を欠いたときは、新たに保証人を立てていただきます。

- ④ 保証人に住所又は組織の変更が生じたときは、速やかにその理由及び発生年月日等を記載した届書を提出していただきます。

6 引き渡し等

落札した市有物件の引き渡しは、貸付の開始日となります。引き渡し後、フェンス等を設置してください。

※現状有姿での貸付となります。

7 貸付期間

落札した市有物件の貸付期間は、引き渡し日から令和16年3月31日までとします。

なお、貸付期間終了後も市有物件を借り受けたい場合は、市と協議の上、貸付期間満了の翌日を始期とする新たな賃貸借契約を締結することができます。

8 契約における条件

賃貸借契約に当たっては、次の条件を付すこととします。

契約内容については、P17～P25に記載の市有財産貸付契約書及び仕様書を参照してください。

(1) 禁止用途

- ① 借受けた市有物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年

法律第 122 号) 第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の事務所の用途で使用しないこと。

- ② 借受けた市有物件で、地下水又は水道水を汚染するおそれがある物質、機器その他の物品等、水道事業の支障となる物を取り扱わないこと。

(2) 衛生管理

- ① 借受人は、水道法第 21 条及び同法施行規則第 16 条の規定に基づき、敷地内で事業に従事する者(以下、従業員等という)の保菌検査(腸チフス、赤痢、パラチフス、サルモネラ菌群及び 0-157)の証明書等を使用開始時及び 1 回目提出の診断日から 6 か月経過ごとに提出すること。
- ② 伝染病患者、消化器系の疾患患者、下痢患者など身体に異常のあるものは、敷地内に入れてはならない。
- ③ 保菌検査の証明書提出時は、従業員等の名簿も合わせて提出すること。また、従業員等に変更がある場合は、その都度同様に提出すること。

(3) フェンス等の設置

- ① 水道施設のセキュリティを確保するため、別図を参考に借受人の負担でフェンス及び門扉等(以下、フェンス等という)を設置すること。
- ② 前目のフェンス等の構造等については市と協議の上決定し、設置後に市の確認を受けること。
- ③ フェンス等の設置にあたり、その構造等により借受人が使用する土地面積が増減した場合でも、賃貸借契約は変更しないものとする。

(4) セキュリティ設備の移設

前項のフェンスの設置にあたり、借受人の負担で水道施設のセキュリティ設備の移設を行い、市の確認を受けること。

(5) 鍵の管理

- ① 建物の鍵を借受人の負担で交換すること。
- ② その他の鍵の扱いについては、市と協議すること。

(6) 敷地内への立ち入り

水道施設の維持管理や工事、防災対応等のため、敷地内への市職員の立ち入り等について協力すること。

(7) 災害時の協力

地震その他の災害が発生した際、災害対応のため市職員等が土地を使用する場合は、協力するよう努めること。

(8) 経費の負担

別表「経費負担区分表」のとおり。

(9) 廃棄物等の処理

発生した廃棄物等の処理については、減量化・資源化に努めるとともに、使用者の責任と費用負担で行うこと。

(10) 周辺への配慮

- ① 周辺に住宅等があるため、騒音等について配慮すること。
- ② 借受人の事業について住民等から苦情等があった場合は、借受人で対応すること。

(11) 事故等への対応

借受人は、事故防止を徹底すること。万一事故が発生した場合には、すべて借受人の責任と負担において対処するとともに、直ちに市に報告すること。

(12) 施設の管理

- ① 借受人に対し、市が建物の管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を遵守すること。
- ② 市が建築物の点検調査等を行うときは、協力すること。
- ③ 常勤の火元責任者を配置し、市に報告すること。また、従業員を含めて防火管理を徹底すること。
- ④ 自家用電気工作物の点検を借受人の負担で行うこと。
- ⑤ 消防設備点検を借受人の負担で行うこと。
- ⑥ 上記2目の点検に必要な情報については、市が提供することとする。また、点検結果を市に報告し、確認を受けること。

(13) 法令の遵守等

貸付物件の使用に当たっては、本要項、賃貸借契約に定めるもののほか、水道法等の関係法令、静岡県及び市の関係条例・規則等を遵守すること。

別表

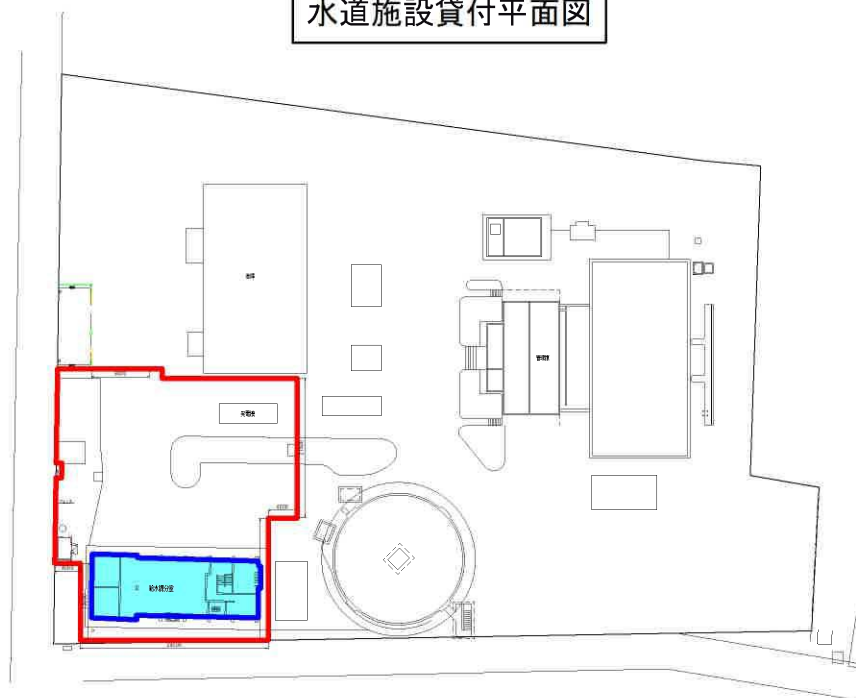
南安倍配水場維持棟維持管理費負担区分表

内 容	市	借受人	
電気料金		○	
水道料金		○	
下水道料金		○	
ガス料金		○	
通信費（テレビ、電話、インターネット等）		○	
業務用電話機・FAX 機等購入費		○	
更衣室等（事務室）備品購入費		○	
日常清掃費		○	
廃棄物処理費		○	
従業員関連費		○	
据付設備等修繕	○	○	（※１）
フェンス等工作物の設置		○	
借受敷地内のフェンス等工作物の維持管理		○	
自家用電気工作物点検（日常、定期）		○	非常用自家発電設備を含む
非常用自家発電設備用軽油（※２）	○	○	使用者が使用した分
消防設備点検		○	

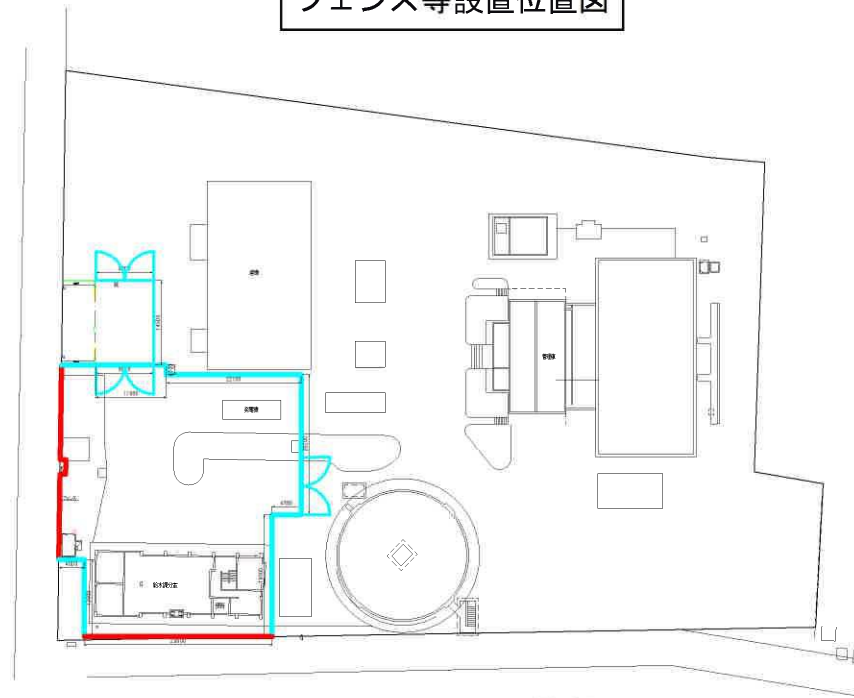
※１ 照明、上下水道配管、トイレ（ウォシュレット機能を除く）、空調設備、分電盤その他電気設備（非常用自家発電設備を含む）については市が修繕を実施する。電灯その他の消耗品及び日常的に使用するものの修繕は借受人の負担とする。

※２ 非常用自家発電設備用軽油については、使用者が使用した分を市に報告し、当該報告に基づき算定した料金を、別途本市が発行する納入通知書により、納入期限までに支払うものとする。

水道施設貸付平面図



フェンス等設置位置図



フェンス等の標準仕様

- (1) フェンス メッシュフェンス 忍び返し付き
 ビニル被膜亜鉛メッキ鉄線相当 $\Phi 3.2 \times 56\text{mm}$
 高さ2,000mm 延長約100m
- (2) 門 扉 両開き 標準開き幅6,000mm
 高さ2,000mm 3箇所

入 札 参 加 心 得 書

(趣旨)

第1 この心得書には、一般競争入札による水道施設の貸付けに参加を希望する者が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加者の責務)

第2 一般競争入札による水道施設の貸付けに参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という）は、この入札参加心得書のほか、一般競争入札による水道施設貸付け応募要領（以下「応募要領」という）の記載事項及び現地等を熟知のうえ、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第3 次に掲げる者は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者
- (3) 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - エ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 借り受けた市の施設を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の事務所の用に供しようとし、また、これらの用に供されることを知りながら賃借しようとする者
- (5) 入札参加申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者
- (6) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するもの

(入札参加申し込み)

第4 入札参加希望者は、市が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を、静岡市上下水道局水道部水道施設課に提出してください。なお、指定した日時までに必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

(1) 入札参加申込書

(2) 住民票（法人の場合は登記事項証明書）

(3) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書

2 複数の名義で物件を賃借しようとする場合は、入札参加申込書の申込人の欄に、連名で記載、押印して、それぞれの住民票等を添付してください。

3 郵送による申し込みは、書留郵便で行い、指定した日時までに静岡市上下水道局水道部水道施設課に到着するよう送付してください。

4 ファクシミリによる入札参加申込書及び関係書類の提出はできません。

(入札時の持参書類等)

第5 入札に参加する者（以下「入札参加者」という）は、次の各号に掲げる書類を入札当日に持参してください。

(1) 一般競争入札参加受付書（水道施設課確認印が押印してあるもの）

(2) 入札書（応募要領に添付した入札書の様式を使用してください、コピー可）

(3) 封筒（外から中身が確認できるものは使用できません）

(4) 入札保証金（現金）

(5) 委任状（代理人が入札を行う場合に必要となります）

(6) 印鑑（本人の場合は本人の印鑑、代理人が入札を行う場合は委任状の代理人使用印と同一の印鑑を持参してください、スタンプ印不可）

2 代理人が入札を行う場合は、入札開始前に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理人を兼ねることはできません。

(入札保証金)

第6 入札参加者は、入札保証金として、入札参加を希望する対象財産1件につき入札予定価格の100分の3以上に相当する金額を、入札開始時間前に市が定める方法で納付してください。

2 入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間について、入札参加者は利息の支払いを請求することはできません。

(入札書)

第7 入札書には入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、押印してください。

2 記入にあたっては黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。

3 金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。

- 4 代理人が入札する場合は、入札書の入札参加者の住所・氏名を記入するとともに、代理人の住所・氏名を記入し押印してください。
- 5 入札書は封筒に入れ、入札参加者の住所・氏名（代理人の場合は代理人の住所・氏名も併記）を封筒に表記し、市の担当者の指示に従い、入札会場に設置された入札箱に投入してください。
- 6 投入した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

（入札の条件）

第8 入札に参加するものは、暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと及び静岡市から役員名簿、役員等氏名一覧表等の提出を求められたときには、直ちに提出すること並びに公序良俗に反する使用等に該当しないことについて誓約するとともに、静岡市からそれらの書類を警察署に提供されることについて同意する書類を提出してください。

- （1）参加申込みから入札までに、入札参加者が暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員と密接な関係を有するものであると判明した場合は、この入札に参加できません。
- （2）入札から契約締結までに、落札者が暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員等と密接な関係を有するものであると判明した場合は、契約は締結しません。
- （3）契約後、契約の相手方が暴力団員等、暴力団員の配偶者又は暴力団員等と密接な関係を有するものであると判明した場合は、契約を解除します。

（入札の無効）

第9 次の各号の一に該当する者が行った入札は、無効とします。

- （1）入札参加資格のない者
- （2）入札保証金が所定の額に満たない者
- （3）金額その他の事項につき確認できない記載をした者
- （4）談合その他不正行為を行ったと認められる者
- （5）入札対象財産1件につき2以上の入札をした者
- （6）自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者
- （7）入札対象財産1件につき2人以上の代理人となって入札をした者
- （8）入札参加者又は代理人の記名押印のない入札をした者
- （9）鉛筆書きの入札をした者
- （10）金額を訂正した入札をした者
- （11）指定した日時、場所に入札をしなかった者
- （12）郵送又はファクシミリによる入札をした者
- （13）担当職員の指示に従わず入札をした者
- （14）委任状がなく入札参加者の代理人として入札した者
- （15）入札者が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等又は暴力団員の配偶者であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(16) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反した入札をした者
(開札)

第10 開札は、入札参加者の面前で入札終了後直ちに行います。ただし、入札参加者が開札に立ち会わない場合には、入札に関係ない市職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

(落札者の決定)

第11 落札者は、建物貸付料と土地貸付料の両方が市の予定価格以上、かつ合計が最も高い金額の入札を行った者としてします。

2 市の予定価格以上、かつ、最高金額の入札を行った者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者に申し込み順にくじを引かせ落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係ない市職員に代わりにくじを引かせ決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

3 落札者がある時は、その者の氏名（名称）及び金額を、落札者がいない時はその旨を、入札参加者に直ちに口頭で公表します。

(再入札)

第12 開札の結果、最高金額の入札が予定価格を超えない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。

2 第9の(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(11)から(15)までのいずれかに該当し無効とされた入札を行った入札参加者は、再入札に参加することができません。

3 初回入札の入札保証金の納付をもって、再入札の入札保証金の納付があったものとみなします。

(入札執行の延期)

第13 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期

し、又は取り止めることがあります。

(入札保証金の還付)

第14 入札保証金は、落札者以外の入札参加者には、当日還付します。

- 2 入札保証金は、契約締結後、落札者の請求に基づき、申し出された口座に口座振込みで還付しますが、落札者の申し出により第16に規定する契約保証金の一部に充当することができます。

なお、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間について、利息を付さないものとします。

(契約の締結)

第15 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、契約の締結について必要な事項を通知します。

- 2 落札者は、落札の通知を受けてから7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に契約を締結しなければなりません。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期日を延長することができます。

- 3 落札から契約締結までに、フェンス等の施工を考慮の上、市と協議して貸付の開始日を決定します。
- 4 落札者が、第2項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失います。
- 5 前項の場合、入札保証金は市に帰属し、落札者には還付しません。

(貸付料の支払い)

第16 落札者は、契約書第6条第1項に定める期日までに、令和7年度貸付料を、市が発行する納入通知書により納付しなければなりません。令和8年度以降については、契約書第6条に定めるとおり納付するものとします

- 2 落札者が前項の落札代金を指定した日までに納付しない場合は、その日の翌日から納付した日まで納付すべき金額の2,000分の1の割合を乗じて算出した金額を、落札者は遅延利息として支払わなければなりません。
- 3 落札者が第1項の金額を納付しない場合は、市は契約を解除することができます。その場合、入札保証金は市に帰属し、落札者には還付しません。

(連帯保証人)

第17 落札者が個人の場合、連帯保証人となる方にも契約を締結していただきます。極度額は、年間貸付料の3年分となります。

- 2 連帯保証人（以下、保証人という）に必要な要件は次のとおりです。
 - (1) 市内に引き続き1年以上住所又は事務所を有すること。
 - (2) 引き続き1年以上市民税及び固定資産税を納付していること。
- 3 契約の締結にあたり、上記の要件を確認できる当該官公署の発行する証明書又は当該事項を確認すべき書類を市に提出していただきます。このことは、保証人に住所又は組

組織の変更が生じた場合も同様です。

4 保証人が死亡したとき又は保証人の要件を欠いたときは、新たに保証人を立てていただきます。

5 保証人に住所又は組織の変更が生じたときは、速やかにその理由及び発生年月日等を記載した届書を提出していただきます。

(引き渡し)

第18 落札した市有物件の引き渡しは、貸付の開始日となります。

2 引き渡し後、落札者の負担でフェンス等を設置していただきます。

(貸付期間)

第19 貸付期間は、引き渡し日から令和16年3月31日までとします。

(契約不適合責任)

第20 落札者は、この契約締結後、当該物件に面積の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても貸付料の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。

(情報公開等について)

第21 入札結果につきましては、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日静岡市条例第4号）に基づき、入札に関する情報（入札参加者及びその応札金額、並びに落札金額等に関する事項。）については開示の対象とします。

また、落札者の法人・個人の別及び落札金額をホームページに掲載します。

市有財産賃貸借契約書

南安倍配水場の維持棟及び同敷地の賃貸借について、貸付人静岡市（以下「甲」という。）と借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）及び連帯保証人〇〇〇〇（以下「丙」という。）と次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙及び丙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（貸付物件の表示）

第2条 甲は、次に掲げる市有財産（以下「貸付物件」という。）を乙に貸し付け、乙は、これを借り受けるものとする。

種類	所在	名称	構造	貸付場所	貸付面積
建物	静岡市駿河区西中原二丁目7番55号	維持棟	RC造 2階建	1階	246.95 m ²
				2階	243.01 m ²

種類	土地の所在及び地番	地目	貸付場所	貸付面積
土地	静岡市駿河区西中原二丁目467番11の一部	水道用地	別図のとおり (建物部分を 除く)	1,027.41 m ²
	静岡市駿河区西中原二丁目468番1の一部	水道用地		
	静岡市駿河区西中原二丁目468番3の一部	水道用地		
	静岡市駿河区西中原二丁目1200番10の一部	水道用地		

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を事業所として自ら使用し、他の用途に使用してはならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和 年 月 日から令和16年3月31日までとする。

2 甲及び乙は、乙が貸付物件を貸付期間の満了後も引き続き使用しようとするときは、協議の上、貸付期間満了の翌日を始期とする新たな賃貸借契約を締結することができる。

（貸付料）

第5条 貸付料は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までは、年額〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）とする。ただし、令和 年 月 日から令和8年3月31日までは、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇円）とする。

2 前項に規定する貸付料の期間が満了した後の期間に係る貸付料については、甲の定める貸付料年額によるものとし、その期間は、3年間とする。

3 前項に規定する貸付料の期間が満了した後の貸付料及びその貸付料の期間については、同項の規定を準用する。

4 甲は、第2項の規定により貸付料年額を定めたときは、乙に通知するものとする。

（貸付料の納付）

第6条 前条に規定する貸付料は、次に定めるところにより甲の発行する納付書をもって納付しなければならない。なお、消費税等の税率が変更された場合には、これに従う。ただし、令和7年度分については、1年分を令和8年 月末までに支払うものとする。

(1) 4月分から9月分まで 5月末

(2) 10月分から3月分まで 9月末

2 前項の規定は、前条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により更新された貸付料の納付方法について準用する。

（貸付料の改定）

第7条 甲は、経済情勢の著しい変動、貸付物件の状況の著しい変化その他正当な理由があると認めるときは、第5条の規定にかかわらず、貸付料の増額を乙に請求することができる。

（遅滞金）

第8条 乙は、第6条の規定による納付期限までに貸付料を納付しないときは、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、遅滞日数1日につき、納付すべき金額の2,000分の1に相当する額の遅滞金を甲に支払わなければならない。

（充当の順序）

第9条 乙が、貸付料及び遅滞金を納入すべき場合において、納入した金額が貸付料と遅滞金との合計額に満たないときは、まず遅滞金から充当する。

（貸付物件の引渡し）

第10条 甲は、第4条に規定する貸付期間の初日に貸付物件を乙に引き渡すものとし、乙は、引渡しを受けた後、別紙の仕様書に定めるとおり速やかにフェンスその他の工作物等を設置するものとする。

（使用上の制限）

第11条 乙は、貸付物件に存する乙の所有するフェンスその他の工作物等について、増改築、模様替え等により現状を変更しようとするときは、事前にその理由及び計画を書面をもって甲に届け出て、甲の承認を受けなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第13条 乙は、貸付物件の賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

（改造等の禁止）

第14条 乙は、貸付物件の改造又は造作の模様替えを甲の承諾を得なければ、することができない。

（保全義務等）

第15条 乙は、善良な管理者の注意をもって貸付物件及び乙の所有する工作物等の維持保全に努めなければならない。この場合における費用は、すべて乙の負担とする。

2 乙は、貸付物件の使用により第三者に損害を及ぼすおそれがあるときは、その責任において損害の発生を防止し、損害が発生したときは、その責任においてこれを賠償しなければならない。

（実地調査等）

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙に対し、その状況について質問し、実地に調査し、又は参考資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は、調査等を拒み、妨げ、又は怠ってはならない。

(1) 第6条の規定による貸付料の納入がないとき。

(2) 前3条に規定する義務に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要があると認めたとき。

(契約不適合責任の免除)

第17条 この契約締結後において、貸付物件の種類、面積等がこの契約の内容に適合しないものであることが明らかになったとしても、甲は、その責めを負わないものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項に定めるもののほか、乙がこの契約に規定する義務に違反したときは、甲は、この契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定によりこの契約が解除されたときは、既納の貸付料は還付しない。
- 4 甲は、貸付物件を甲若しくは公共団体において公用若しくは公共用に、又は甲の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたときは、この契約を解除することができる。この場合において、残余の期間に係る既納の貸付料は還付するものとする。
- 5 乙は、第4条に規定する貸付期間中であっても、いつでもこの契約を解除することができる。
- 6 第1項の規定によりこの契約が解除された場合に当事者に生じた損害については、乙がその責めを負うものとする。

(原状回復)

第19条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は前条の規定によりこの契約が解除されたときは、自己の負担で貸付物件を原状に回復して、甲の指定する期日までに返還しなければならない。

- 2 甲は、乙が前項に規定する義務を履行しないときは、乙に代わってこれを原状回復して、乙にその費用を請求することができる。

(損害賠償)

第20条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の放棄等)

第 21 条 乙は、第 4 条に規定する貸付期間が満了した場合又は第 16 条の規定によりこの契約を解除し、若しくは解除された場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費、有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

2 乙は、貸付物件を返還する場合においては、第 16 条第 4 項の規定による場合を除き、一切の補償を要求することができない。

(連帯保証人)

第 22 条 丙は、乙がこの契約により甲に対して負担する一切の債務につき、極度額〇〇円を限度として乙と連帯して履行の責めを負うものとする。

(甲への報告等)

第 23 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、甲に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第 24 条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲

静岡市葵区七間町 15 番地の 1
静岡市公営企業管理者
遠藤 正方

乙

丙

南安倍配水場維持棟及び同敷地の貸付 仕様書

1 貸付施設の概要等

(1) 所在又は地番

- ア 建物 静岡市駿河区西中原二丁目 7 番 55 号
- イ 土地 静岡市駿河区西中原二丁目 467 番 11 の一部
静岡市駿河区西中原二丁目 468 番 1 の一部
静岡市駿河区西中原二丁目 468 番 3 の一部
静岡市駿河区西中原二丁目 1200 番 10 の一部

(2) 使用場所及び面積

- ア 建物 南安倍配水場 維持棟 1 階 246.95 m² 2 階 243.01 m²
- イ 土地 南安倍配水場 敷地 別図のとおり（建物部分を除く） 1,027.41 m²

2 使用用途

事業所（事務所、駐車場、倉庫及び作業ヤード等）。ただし、居住してはならない。

3 使用に関する条件

(1) 禁止用途

- ア 貸付施設を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 5 号に規定する指定暴力団等の事務所の用途で使用しないこと。
- イ 貸付施設において、地下水又は水道水を汚染するおそれがある物質又は機器その他の物品等、水道事業の支障となる物を取り扱わないこと。

(2) 衛生管理

- ア 借受人は、水道法第 21 条及び同法施行規則第 16 条の規定に基づき、敷地内で事業に従事する者（以下、従業員等という）の保菌検査（腸チフス、赤痢、パラチフス、サルモネラ菌群及び O-157）の証明書等を使用開始時及び 1 回目提出の診断日から 6 か月経過ごとに提出すること。
- イ 伝染病患者、消化器系の疾患患者、下痢患者など身体に異常のあるものは、敷地内に入れてはならない。
- ウ 保菌検査の証明書提出時は、従業員等の名簿も合わせて提出すること。また、従業員等に変更がある場合は、その都度同様に提出すること。

(3) フェンス等の設置

- ア 水道施設のセキュリティを確保するため、別図を参考に借受人の負担でフェンス及び門扉等（以下、フェンス等という）を設置すること。
- イ 前目のフェンス等の構造等については市と協議の上決定し、設置後に市の確認を受けること。
- ウ フェンス等の設置にあたり、その構造等により借受人が使用する土地面積が増減した場合でも、賃貸借契約は変更しないものとする。

(4) セキュリティの移設

前項のフェンスの設置にあたり、借受人の負担で水道施設のセキュリティ設備の移設を行い、市の確認を受けること。

(5) 鍵の管理

ア 建物の鍵を借受人の負担で交換すること。

イ その他の鍵の扱いについては、市と協議すること。

(6) 敷地内への立ち入り

水道施設の維持管理や工事、災害対応等のため、敷地内への市職員の立ち入り等について協力すること。

(7) 災害時の協力

地震その他の災害が発生した際、災害対応のため市職員等が土地を使用する場合は、協力するよう努めること。

(8) 経費の負担

別表「経費負担区分表」のとおり。

(9) 廃棄物等の処理

発生した廃棄物等の処理については、減量化・資源化に努めるとともに、使用者の責任と費用負担で行うこと。

(10) 周辺への配慮

ア 周辺に住宅等があるため、騒音等について配慮すること。

イ 借受人の事業について住民等から苦情等があった場合は、借受人で対応すること。

(11) 事故等への対応

借受人は、事故防止を徹底すること。万一事故が発生した場合には、すべて借受人の責任と負担において対処するとともに、直ちに市に報告すること。

(12) 施設の管理

ア 借受人に対し、市が建物の管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を遵守すること。

イ 市が建築物の点検調査備等を行うときは、協力すること。

ウ 常勤の火元責任者を配置し、市に報告すること。また、従業員を含めて防火管理を徹底すること。

エ 自家用電気工作物の点検を借受人の負担で行うこと。

オ 消防設備点検を借受人の負担で行うこと。

カ 上記2目の点検に必要な情報については、市が提供することとする。また、点検結果を市に報告し、確認を受けること。

(13) 法令の遵守等

貸付物件の使用に当たっては、本仕様書、賃貸借契約に定めるもののほか、水道法等の関係法令、静岡県及び市の関係条例・規則等を遵守すること。

(14) 連帯保証人

ア 連帯保証人（以下、保証人という）に必要な要件は次のとおりとする。

（ア）市内に引き続き1年以上住所又は事務所を有すること。

（イ）引き続き1年以上市民税及び固定資産税を納付していること。

イ 契約の締結にあたり、前号の要件を確認できる当該官公署の発行する証明書又は当該事項を確認すべき書類を市に提出すること。このことは、保証人に住所又は組織の変更が生じた場合も同様とする。

ウ 保証人が死亡したとき、又は保証人の要件を欠いたときは、新たに保証人を立てさせること。

エ 保証人に住所又は組織の変更が生じたときは、速やかにその理由及び発生年月日等を記載した届書を提出すること。

別表

南安倍配水場維持棟維持管理費負担区分表

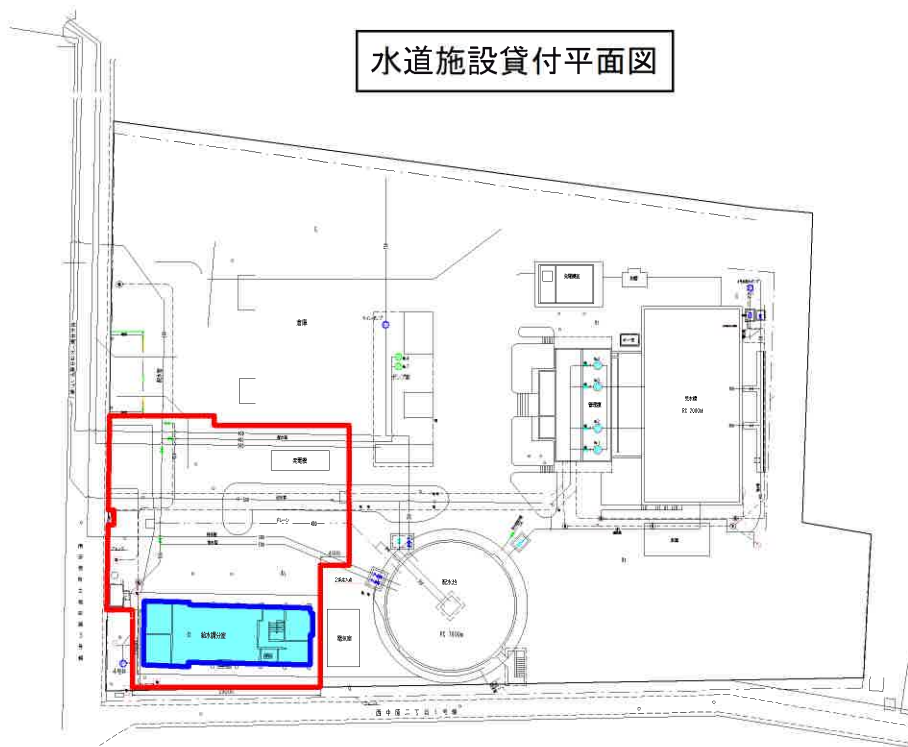
内 容	市	借受人	
電気料金		○	
水道料金		○	
下水道料金		○	
ガス料金		○	
通信費（テレビ、電話、インターネット等）		○	
業務用電話機・FAX 機等購入費		○	
更衣室等（事務室）備品購入費		○	
日常清掃費		○	
廃棄物処理費		○	
従業員関連費		○	
据付設備等修繕	○	○	(※1)
フェンス等工作物の設置		○	
借受敷地内のフェンス等工作物の維持管理		○	
自家用電気工作物点検（日常、定期）		○	非常用自家発電設備を含む
非常用自家発電設備用軽油（※2）	○	○	使用者が使用した分
消防設備点検		○	

※1 照明機器、上下水道配管、トイレ（ウォシュレット機能を除く）、空調設備及び分電盤その他電気設備（非常用自家発電設備を含む）については市が修繕を実施する。その他の設備及び電灯その他の消耗品等にかかる修繕は借受人の負担とする。

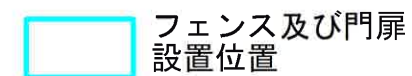
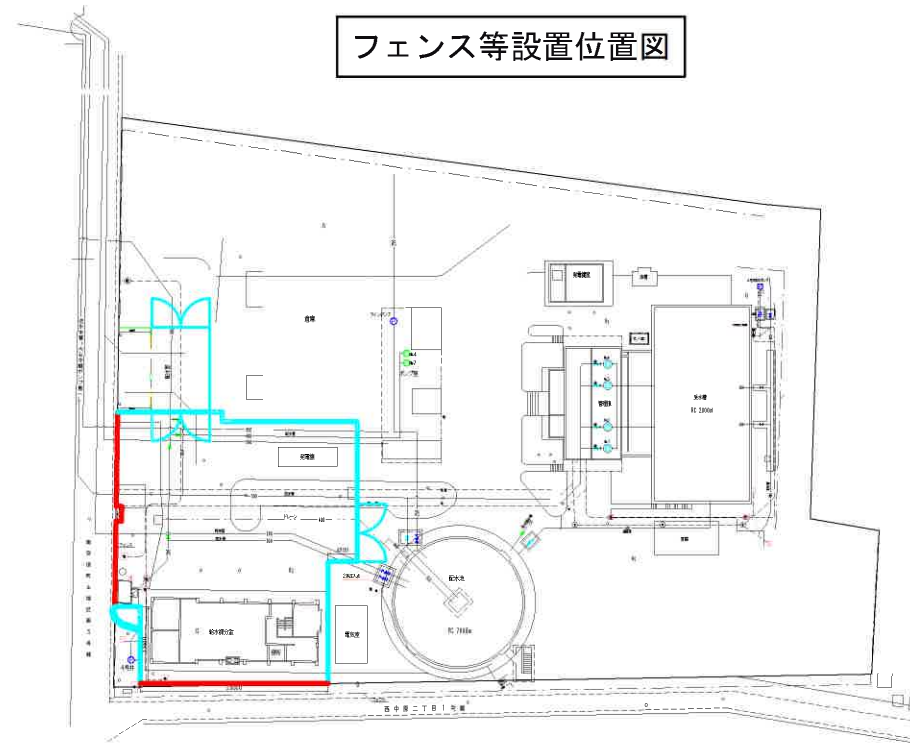
※2 非常用自家発電設備用軽油については、使用者が使用した分を市に報告し、当該報告に基づき算定した料金を、別途本市が発行する納入通知書により、納入期限までに支払うものとする。



水道施設貸付平面図



フェンス等設置位置図



物 件 調 査 書

物件番号	1	問合せ先	静岡市 水道施設課 054-270-9139
------	---	------	---------------------------

所在又は地番	建物	静岡市駿河区西中原二丁目7番55号		
	土地	静岡市駿河区西中原二丁目467番11の一部 静岡市駿河区西中原二丁目468番1の一部 静岡市駿河区西中原二丁目468番3の一部 静岡市駿河区西中原二丁目1200番10の一部		
施設名称	建物	維持棟		
地目	土地	水道用地		
貸付場所及び面積	建物	1階 246.95㎡ 2階 243.01㎡		
	土地	別図のとおり(建物部分を除く。) 1,027.41㎡		
建物の構造及び面積		RC造 地上2階建 昭和52年築 平成20年耐震補強実施 建築面積284.25㎡ 延床面積489.96㎡		
処理供給施設 の 状 況	利用可能な施設		設 置 状 況 等	連 絡 先
	電 気	中部電力(株)	契約切替可	中部電力ミライズ(株)
	水 道	市水道	接続可	静岡市上下水道局経営管理部 お客様サービス課
	下 水	市下水道	接続可	静岡市上下水道局経営管理部 お客様サービス課
	ガ ス	都市ガス	契約切替可	静岡ガス(株)
そ の 他 設 備 等		電話・インターネット等無し(引き込み可) 空調設備あり、使用可能 給湯設備あり、使用可能 トイレ2箇所(1階及び2階) 非常用自家発電設備あり(ディーゼル、容量105kVA、電圧210V)		
交 通 機 関	鉄道	JR東海道本線「静岡駅」約2km		
	バス	静鉄ジャストラインバス「西中原」約450m		
公 共 施 設 等 物 件 か ら の 直 線 距 離	大里中学校 大里生涯学習センター	約800m	駒形小学校	約680m
	大里西小学校	約820m	中原スポーツ広場	約280m
貸付条件に係る特記事項等				
☐ 本件物件は水道施設の一部です。地下水等を汚染するおそれがある物質や機器など、水道事業の支障となる物を取扱うことはできません。				
☐ 借受人は、物件の使用にあたり、保固検査を実施し、その結果を市に提出していただきます。				
☐ 借受人は、物件の使用にあたり、市と協議の上、借受人の負担でフェンス等の設置やセキュリティの移設を行っていただきます。				
☐ 水道施設の維持管理や工事、災害等に伴う敷地内への市職員の立ち入り等への対応にご協力いただきます。				
☐ 電気、水道、下水道、ガス等の公共料金、日常清掃、廃棄物処理等の費用は借受人の負担となります。				
☐ 非常用自家発電設備を含む電気設備及び消防設備の点検は借受人の負担で実施していただきます。				
☐ 安倍川河川保全区域内、洪水浸水想定水深1.0m～3.0m、家屋等倒壊氾濫想定区域(氾濫流)				

施設案内図



地理院地図(国土電子Web)を加工して作成

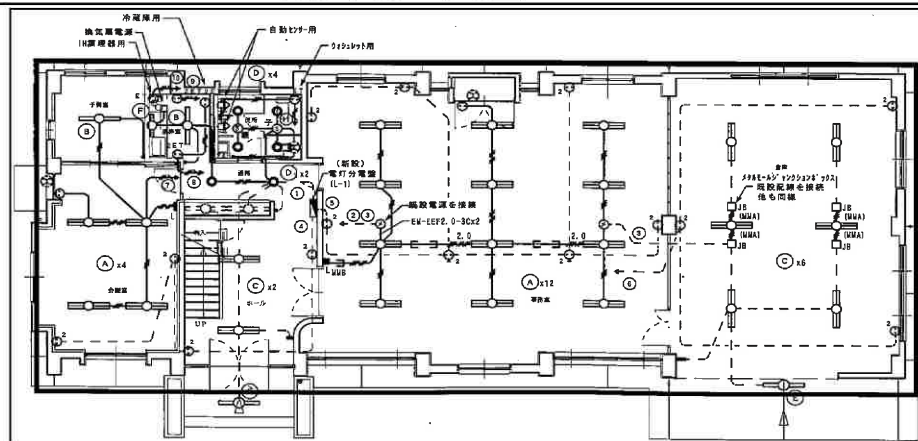
凡例

貸付建物
物件土地

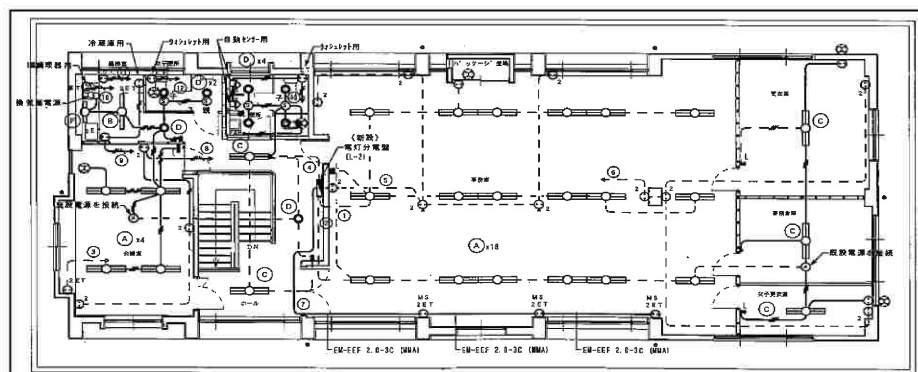


貸付建物平面図

南安倍配水場
操作室 1階



南安倍配水場
操作室 2階



受付番号

一般競争入札参加受付書

様

下記の物件について、入札の参加申込を受付けました。

物件番号	種類	入 札 対 象 財 産	面 積 (㎡)
1	建物	駿河区西中原二丁目 7 番 55 号	1 階 246.95 ㎡ 2 階 243.01 ㎡
	土地	駿河区西中原二丁目 467 番 11 の一部他 3 筆	1,027.41 ㎡

静岡市上下水道局水道部水道施設課

確認印

- 【注意事項】・入札会場の受付は、30 分前から行ないます。
・代理人により入札を行う場合は、別途委任状が必要です。

入札書の記入例

入札書

下記のとおり、入札参加心得書の定めるところに従い、入札します。

物件番号	種類	入札対象財産の所在地又は地番
1	建物	駿河区西中原二丁目7番55号
	土地	駿河区西中原二丁目467番11の一部他3筆

建物貸付料 ①	入札価格	億	千	百	拾	万	千	百	十	円
			¥	○	○	○	○	○	○	○
土地貸付料 ②	入札価格	億	千	百	拾	万	千	百	十	円
			¥	○	○	○	○	○	○	○

建物貸付料及び 土地貸付料の合計 ①+②	入札価格	億	千	百	拾	万	千	百	十	円
			¥	○	○	○	○	○	○	○

※ 金額の訂正は失格理由となります。

令和 年 月 日

宛先 静岡市公営企業管理者

※ 連名で入札する場合は全員分記名押印してください。

(入札者) 住 所



(所在) 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

氏名 〇 〇 〇 〇株式会社

(法人名・代表者名) 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

※ 本人が入札する場合は不要です。



(代理人) 住 所 静 岡 市 〇 〇 区 〇 〇 町 〇 〇 番 〇 〇 号

氏 名 〇 〇 〇 〇 ㊟

- (注)・金額は1 枠ずつに算用数字で記入し、金額の頭に「金」又は「¥」をつけること。
- ・代理人が入札する場合、入札者の住所・氏名を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印のこと。

入札書

下記のとおり、入札参加心得書の定めるところに従い、入札します。

物件番号	種類	入札対象財産の所在地又は地番
1	建物	駿河区西中原二丁目7番55号
	土地	駿河区西中原二丁目467番11の一部他3筆

建物貸付料
①

入札価格	億	千	百	拾	万	千	百	十	円

土地貸付料
②

入札価格	億	千	百	拾	万	千	百	十	円

建物貸付料及び
土地貸付料の合計
①+②

入札価格	億	千	百	拾	万	千	百	十	円

令和 年 月 日

宛先 静岡市公営企業管理者

(入札者) 住 所

(所 在) _____

氏 名

(法人名・代表者名) _____ 印

(代理人) 住 所

(所 在) _____

氏 名

(法人名・代表者名) _____ 印

(注)・金額は1 枠ずつに算用数字で記入し、金額の頭に「金」又は「¥」をつけること。

・代理人が入札する場合、入札者の住所・氏名を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し、委任状の代理人使用印を押印のこと。

委 任 状

私は、下記財産の貸付けについて、印を

代理人と定め、入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

記

物件番号	種類	入札対象財産の所在地又は地番	面 積 (㎡)
1	建物	駿河区西中原二丁目 7 番 55 号	1 階 246.95 ㎡ 2 階 243.01 ㎡
	土地	駿河区西中原二丁目 467 番 11 の一部 他 3 筆	1,027.41 ㎡

令和 年 月 日

(宛先) 静岡市公営企業管理者

住 所

氏 名

印

(法人名・代表者名)

暴力団排除に関する誓約書兼同意書

年 月 日

(宛先) 静岡市公営企業管理者

住	所	〔 法人にあっては、本店所在地 〕
商号又は名称 代表者職氏名	〔 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 〕	

- 1 当社（私）は、次に掲げるものに該当しないことを誓約します。
 - (1) 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの
 - (2) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
 - (4) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
 - (5) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- 2 当社（私）は、静岡市から前項各号に該当するものか否かを確認するため履歴事項全部証明書等必要書類の提出を求められたときは、直ちに提出します。
- 3 当社（私）は、本誓約書兼同意書及び別紙役員等氏名一覧に記載した情報を、静岡市が警察署に提供することに同意します。
- 4 当社（私）は、別紙役員等氏名一覧に記載された全ての者から、前項の規定による提供について十分に説明し、真摯な同意を得ていることを誓約します。
- 5 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、第 1 項各号に該当するものと契約しないことを誓約します。
- 6 当社（私）は、静岡市との契約内容の履行に当たり、締結した契約の相手方が第 1 項各号に該当するものと判明し、静岡市から是正措置の要請を受けた場合は、当該要請に従います。

以上

商号又は名称 _____

役員等氏名一覧

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日 (大正 T、昭和 S、平成 H)

(注)

- 1 個人の場合は、本人についてのみ記載し、その記載内容を確認できる書類（運転免許証の写し等）を添付してください。
- 2 法人の場合は、法人登記の現在事項全部証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員（取締役、監査役等のほか、支配人が契約を締結する場合には、その者も含む。）全員を記載し、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（申請日から3月以内に発行されたもの。写し可）を添付してください。
- 3 委任先がある場合は、受任者についても記載してください。
- 4 上記に記載された個人情報については、暴力団員等の該当性の確認にのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。また、その取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、適正に管理いたします。

入札不調財産の貸付け

入札を実施しても落札者がなかった財産等については、期間を定めて、予定価格（落札者が契約を締結しなかった入札対象財産については落札価格）以上の見積金額を最初に提示した方に、当該財産の貸付けを行います。

(1) 対象財産

- ①入札に付したが入札者がいない入札対象財産。
- ②入札を実施しても落札者がなかった入札対象財産。
- ③落札者が契約を締結しなかった入札対象財産。

(2) 参加資格

入札参加資格のある方であれば、どなたでも参加できます。
詳しくは、「入札参加心得書」第3入札参加資格(P11)をご覧ください。
(入札に参加しなかった方も参加できます)

(3) 受付方法

行政財産貸付申請書(入札不調財産用) (P38) 及び暴力団排除に関する誓約書兼同意書 (P34～35) に必要事項を記入の上、入札参加申し込みと同様の添付書類を添えて水道施設課へ直接（持参）提出してください。
(ファクシミリ及び郵送による受付は行いません。)

■添付書類

[**個人(共有を含む)**が申し込む場合]

- 住民票（**本籍**を記載したものをご用意ください。） 1通

[**法人**が申し込む場合]

- 登記事項証明書（法人登記簿謄本） 1通

注) 添付書類は、提出日前3か月以内に発行されたものとします。

(4) 受付期間

【年 月 日】物件の入札終了後翌日から令和8年2月13日（金）まで

※土曜日・日曜日・祝日を除く

【受付時間】午前9時00分～午後5時00分 ※正午～午後1時を除く

(5) 貸付けの決定方法

- ① 入札対象財産の予定価格（落札者が契約を締結しなかった入札対象財産については落札価格）以上の貸付料を提示した方を、先着順により貸付け相手に決定します。
- ② 各日の受付開始時点において、①の条件を満たす方が複数ある場合は、最高の貸付料を提示した方と、賃貸借契約を締結します。なお、提示金

額が同額である場合は、くじにより貸付け相手を決定します。

(6) 契約の締結

申込みの日から7日以内に契約を締結します。(P17～P24 市有財産賃貸借契約書及び仕様書を参照)ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

落札から契約締結までに、フェンス等の施工を考慮の上、市と協議して貸付の開始日を決定します。

(7) 貸付料の支払い

貸付料は、建物貸付料に消費税相当額を加えた金額と土地貸付料の合計金額とします。契約締結から契約書第6条第1項ただし書きに定める期日までに、令和7年度貸付料を、市が発行する納入通知書により納付していただきます。

ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合は、その期間を延長することができます。

※落札者が貸付料を納付しない場合は、市は契約を解除することができます。

(8) 連帯保証人

落札者が個人の場合、連帯保証人となる方にも契約を締結していただきます。極度額は、年間貸付料の3年分となります。

詳細は、P6(4)連帯保証人を参照してください。

(9) 契約における条件

賃貸借契約に当たっては、P6～P9に記載した条件を付すこととします。

契約内容については、P17～P25に記載の市有財産貸付契約書及び仕様書を参照してください。

行政財産貸付申請書
(入札不調財産用)

年 月 日

(宛先)静岡市公営企業管理者

住所〔法人にあっては、その主
たる事務所の所在地〕
申請者
氏名〔法人にあっては、その名
称及び代表者の氏名〕
電話

行政財産の貸付けを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 所在又は地番	建物 静岡市駿河区西中原二丁目7番55号 土地 静岡市駿河区西中原二丁目467番11の一部 静岡市駿河区西中原二丁目468番1の一部 静岡市駿河区西中原二丁目468番3の一部 静岡市駿河区西中原二丁目1200番10の一部
2 種 類	建物及び土地
3 面 積	建物 1階 246.95平方メートル 2階 243.01平方メートル 土地 別図のとおり（建物部分を除く） 1,027.41平方メートル
4 貸付料	建物 円 土地 円 合計 円
5 貸付期間	年 月 日から 令和16年3月31日まで
6 使用目的	
7 その他必要事項	

案 内 図



- 【受付場所】 静岡市上下水道局庁舎 4 階 水道施設課
【入札会場】 静岡市上下水道局庁舎 4 階 41 会議室
住 所：静岡市葵区七間町 15 番地の 1
電話番号：054-270-9139

- 【交 通】 JR 静岡駅から徒歩 15 分
静岡電車「新静岡駅」から徒歩 10 分
静岡ジャストラインバス「七間町」下車
会場へは公共交通機関をご利用ください。

※応募要領は次の場所で配付します。また、静岡市ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

- 【応募要領配付場所】
静岡市役所静岡庁舎・清水庁舎・駿河区役所の各総合案内
葵区役所井川支所・清水区役所蒲原支所・駿河区役所長田支所
静岡市上下水道局庁舎 4 階 水道施設課

案内 Web サイト 【 <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s6382/s012222.html> 】

